

飲酒による取消処分者等を対象とした「飲酒取消講習」について

取消処分者講習を受講する必要がある方で、下記の講習対象者に該当する方は、運転免許証再取得にあたり過去1年以内に飲酒取消講習を受講しなければなりません。
(平成25年4月より)

講習対象者

取消処分者等や準取消処分者等に該当する方で、

- 取消処分等に係る累積点数の中に、酒気帯び運転等のアルコールの影響によるものの法令違反が含まれている方。
- 無免許で飲酒運転の違反があった方。

※ 受験照会の結果回答時に、取消処分者講習と飲酒取消講習のどちらの講習が対象であるかを指定させていただくとともに受講の予約受付を行います。

講習内容

第1日目・・・運転適性検査と結果指導・運転技能診断、アルコールに関する教養等

第2日目・・・危険予測運転の解説・安全運転指導、アルコールに関する教養等

※ 第1日目の受講後、おおむね1か月後に第2日目の講習を受講していただきます。

終了証明書

第2日目の受講日を終了すると取消処分者講習終了証明書を交付いたします。

欠格期間が既に満了している方は、講習終了日翌日から運転免許試験を受験できます。

(土、日、祝日、年末年始は運転免許試験は行っていません。)